

確定申告・住民税申告のお知らせ

次の日程表のとおり、確定申告の受付・住民税申告相談を各会場で行います。
申告が必要な方は、必要書類を持参のうえ各会場までおこしてください。

月 日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月9日	水	牛 滝	交 流 促 進 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月10日	木	福 浦	ふ れ あ い セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月11日	金			
2月12日	土			
2月13日	日			
2月14日	月	長 後	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月15日	火	磯 谷	漁 民 研 修 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月16日	水	矢 越	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月17日	木	原 田	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月18日	金	川 目	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～正午
2月19日	土			
2月20日	日			
2月21日	月	古佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月22日	火			
2月23日	水			
2月24日	木	大佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月25日	金			
2月28日(月)～3月15日(火) (※土日祝祭日を除く)			役場窓口で申告受付しています（予備日）	

※各地区で申告受付の際は、役場庁舎内に税務担当職員が不在となりますのでご注意ください。
上記日程で申告ができない場合は、予備日に役場窓口で申告してください。

【来場される方への新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願い】

- ①来場の際は、身体的距離の確保、手洗い、手指の消毒、マスクの着用などの感染予防をお願いします。
- ②風邪などによる体調不良の方、検温により37.5度以上の発熱が認められる方は、その日の受付をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染拡大の状況により、受付日程や時間を変更させていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【申告の必要な方】

令和4年1月1日現在、佐井村に住所を有する方で、前年中（令和3年1月から令和3年12月）に次のような所得があった方。

- ①営業、漁業、その他の事業所得、地代、家賃、配当などの所得のあった方。
- ②給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出のない方。
- ③給与所得者で給与所得以外の所得があった方。

所得のない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの所得判定、その他証明書などの発行をする際の資料となりますので、申告が必要です。

- ④新型コロナウイルス感染症の影響に関連して国等から課税対象となる給付金を受け取った方。

【課税対象例】

持続化給付金、中小企業者等に対する事業継続支援金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、各自治体が事業者へ支給する感染拡大防止協力金などが課税対象となります。詳しくは、税務署、役場税務係などへお問合せください。（受給金額がわかるものを持参してください）